

## 会計年度任用職員の手当・休暇制度

令和7年4月1日現在

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1号（パートタイム）及び第2号（フルタイム）								
雇用期間	1会計年度（4月1日～翌年3月31日）								
勤務日数	1週間勤務日数		5日	4日	3日	2日	1日		
	1年間勤務日数		217日以上	169～216日	121～168日	73～120日	48～72日		
手当等	期末手当	たつの市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例による 週15.5時間以上勤務者を対象。基準日に産前・産後休暇、育児休業取得の場合は、基準日在職しているとみなし勤務日数に応じて支給。							
	通勤手当・費用弁償	月額支給で2～5km未満2,000円、5km～4,200円、10km～7,100円、15km～10,000円、20km～12,900円、 25km～15,800円、30km～18,700円、35km～18,700円、40km～24,400円、以降5kmごとに基準あり。最長 60km～31,600円 スポット勤務の場合、日額（1回）支給。日額＝月額／20日（1円未満切捨）							
	時間外勤務手当	平日の勤務時間を超える時間：100/125 休日：100/135							
休日等		土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日） ※週5日勤務者以外は週休日を所属長と協議							
年次有給休暇 (勤務開始と同時に付与し、任期により減じる。)	取得可能単位	10日	7日	5日	3日	1日			
	日/時間	1週間の勤務日が週4日以下で29時間以上の場合は週5日勤務者と同じ日数とする。 年次有給休暇は翌年度に限り繰越可。 任期満了後、再度任用された場合には、1週間の勤務日数に応じて改めて付与。							
特別休暇（有給）	公民権行使休暇	日/時間	必要と認められる期間						
	官公署出頭休暇	日/時間	必要と認められる期間						
	結婚休暇	日	市長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間						
	出生サポート休暇	日/時間	5日（体外受精、顕微授精の場合10日）	対象外					
	産前休暇	日	産前8週間以内（多胎妊娠の場合14週間）の日から出産予定日まで						
	産後休暇	日	出産の日の翌日から8週間以内						
	配偶者出産休暇	日/時間	出産後2週間以内における2日の範囲内の期間						対象外
	子の養育休暇 (男性の育児参加休暇)	日	出産予定日の8週間前の日から出産の日後8週間の間で5日の範囲内の期間						対象外
	忌引休暇	日	配偶者・父母：7日、子：5日、祖父母・兄弟姉妹・父母の配偶者又は配偶者の父母：3日、孫・おじ又はおば、子の配偶者・配偶者の子、祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおばの配偶者：1日						
	夏季休暇	日	6月から9月までの間で原則連続する5日の範囲内の期間	4日	3日	2日	1日		
	災害時住宅等復旧休暇	日	必要と認められる期間						
	災害等による出勤困難休暇	日	必要と認められる期間						
	災害時危険回避休暇	日	必要と認められる期間						
	生理休暇	日	1回につき2日を超えない範囲内の期間						
	妊娠の休息・補食	時間	適宜必要な時間						
	妊娠婦の保健指導及び健康診査	日/時間	妊娠満23週まで：4週に1回、満35週まで：2週に1回、分べんまで：1週に1回、産後1年まで：1回						
	妊娠の通勤緩和	時間	1日を通じて1時間を超えない時間						
	骨髄ドナー休暇	日/時間	必要と認められる期間						
	短期介護休暇	日/時間	5日（2人以上の場合にあっては、10日） ※要介護者	対象外					
	病気休暇（私傷病）	日/時間	10日 1週間の勤務日が週4日以下で29時間以上の場合は週5日勤務者と同じ日数とする。 ※6月以上の任期又は6月以上の継続勤務者	7日	5日	3日	1日		
特別休暇（無給）	育児時間（休暇）	時間	1日2回それぞれ30分以内 ※生後1年未満の子の授乳や保育所等への送迎						
	子の看護等休暇	日/時間	5日（2人以上の場合にあっては、10日） ※15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ※学級閉鎖や学校の式典等への参加を取得事由に追加	対象外					
	妊娠婦の疾病	日/時間	必要と認められる期間 ※女性が保健指導や健康診査に基づく指導事項を守る場合						
	病気休暇（公務）	日/時間	必要と認められる期間						
	病気休暇（私傷病）	日/時間	20日 ※条件等は有給の病気休暇（私傷病）と同様 ※有給の病気休暇（私傷病）の全部を取得してもなお勤務しなことがやむを得ないと認められる場合	14日	10日	6日	2日		
介護休暇（無給）		日	93日 ※週3日以上勤務者で、93日経過日から6月経過するまでの間に任期が満了し、任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでないこと。	対象外					
介護時間（無給）		時間	3年以内で1につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間 ※週3日以上勤務者で、1日5時間45分以上の勤務時間であること。	対象外					
育児休業（無給）		日	子が1歳に達する日まで ※週3日以上勤務者で、子が1歳6か月に達するまでの間に、その任期が満了すること及び引き続き任用されないことがあきらかでないこと。	対象外					
部分休業（無給）		時間	子が3歳に達する日まで ※1日の勤務時間が6時間15分以上であること。30分を単位とし、勤務開始又は終了時に1日2時間以内の時間。	対象外					